

## 介護サービス提供等により事故が発生した場合の津野町への報告について

### 1 報告の対象となるサービス

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。）

### 2 報告すべき事故の範囲

#### (1) 事故の種類

##### ア 利用者のけが等

けが等とは、介護サービス等の提供により発生したけがのうち、医療機関での受診を要するものをいう。

##### イ 利用者の死亡

(ア) 介護サービス等の提供により利用者が死亡した場合

(イ) 利用者の死亡原因に疑義がある場合

##### ウ 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を及ぼすもの

##### エ 利用者の感染症又は食中毒

##### オ その他、管理者が報告を必要と判断したもの

誤薬・誤飲等が発生した場合（医療機関を受診しない場合も含む）は、報告すること。

#### (2) 事故の原因

事業者の過失の有無を問わない。

#### (3) 事故発生時間帯

##### ア サービス提供中の事故

##### イ 利用者が介護保険施設又は介護保険事業所内に所在中の事故

##### ウ 送迎中の事故

##### エ 通院付き添い中の事故

### 3 報告方法

#### (1) 報告の手順

ア 事故等発生後、各事業所は速やかに町へ電話により報告すること。

イ 事故処理の経過についても、電話により適宜報告すること。

ウ 事故処理の区分がついたところで、事故報告書を作成し、「4 報告先」に持参若しくは郵送すること。個人情報に記載されているためFAXでの報告は受け付けない。

#### (2) 事故の報告様式

ア 別添「介護保険事業者事故報告書」を参考に作成すること。

（その他の様式を使用しても良いが、不足している項目については電話等による聞き取り、又は報告書の再提出を依頼することがある。）

イ 必要に応じて津野町から求められた資料を提出すること。

ウ 報告書提出後に状況が変化した場合は、あらためて事故報告書を作成し提出すること。

### 4 報告先

津野町介護福祉課介護保険係

〒785-0501 高岡郡津野町力石2870 電話(0889)62-2313

※被保険者の属する保険者及び事業所・施設が所在する保険者双方に連絡すること。